

生和コーポレーション株式会社 安全衛生協力会のための



のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当会の運営に格別のご高配を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、このたび生和コーポレーション株式会社安全衛生協力会では、会員各社皆さまの災害防止を図り、会員各社の健全な発展に貢献することを目的として、会員の皆さまを対象とした「Seiwa Safety Plan」団体保険制度をリニューアルいたしました。

本制度は「工事に関する必要な補償」「納得の保険料水準」を実現するため、安全衛生協力会専用の商品設計を行いました結果、「無事故実績」と安全衛生協力会の団体契約の「スケールメリット」を生かした割引を実現することができました。

つきましては、より多くの会員の皆さまへご利用いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 生和コーポレーション株式会社安全衛生協力会会員さまのみ加入できます！

この保険は生和コーポレーション株式会社安全衛生協力会が契約者となる団体契約です。
加入申込人は、**会員企業である事業者さま**に限りです。

2. 工事に関する賠償事故にお備えいただけます！

加入者の行う工事が原因で、工事中、または工事完成引渡後、顧客や第三者に損害を与え、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に、損害賠償金および訴訟費用等をお支払いいたします。

3. スケールメリットによる割引を実現いたしました！

生和コーポレーション株式会社安全衛生協力会のスケールメリットを生かした**割引**を実現いたしました。

4. 個別のニーズに対応するプランをご用意しました！

支払限度額は1億円またはそれ以外のパターンから自由に設定いただくことが可能です。
またベーシックプランとプレミアムプランの2つのプランをご用意しています。

＜連絡先・取扱代理店＞

取扱代理店

生和コーポレーション株式会社
大阪府大阪市福島区福島5-8-1
TEL:06-6345-7338 FAX:06-6345-7339
株式会社 千國
大阪府大東市御供田4-4-11
TEL:072-872-7258 FAX:072-870-2407

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
大阪南支店 東大阪第一支社
大阪府東大阪市足代2-2-23
TEL:06-6728-5596 FAX:06-6720-5971

<目次>

1. ビジネスプロテクターとは	P. 2～ 3
2. 保険金をお支払いする場合	P. 4
3. オプション	P. 5
4. お支払いする保険金の種類	P. 6
5. 保険金をお支払いしない主な場合	P. 6
6. 補償内容一覧表	P. 7～12
7. ご契約の仕組み	P.13～14
8. ご注意いただきたいこと	P.14～16
●重要事項のご説明	P.17～18

1. ビジネスプロテクターとは

特徴1 オール・イン・ワン

お客様のすべての施設、業務(仕事)、生産物等を、1契約でまとめて補償！
(一部除外対象あり)
保険の加入もれを防ぎ、補償の重複がなく、無駄がありません。
また、期中での対象追加・削除手続も不要です。



特徴2 さらにワイドな補償

引受保険会社既存商品の補償内容をさらにワイドに拡大。
事業者の賠償責任リスクを幅広く補償します。



特徴3 カンタン手続き

「主業務」「売上高」と「プランの選択」で、カンタンにご加入いただけます。
ご加入時に確定した保険料をいただきますので、保険期間終了後の精算手続はありません。



特徴4 ナットクの保険料

多彩な補償をまとめてセットすることで、補償の重複と加入もれを解消し、無駄な保険料を削減。
さらに、簡単なお質問による、保険料の割引適用があります。



<募集対象、加入資格等>

この保険は、次の①、②の条件を満たす事業者のお客さまを対象としています。

① 主業務(最も完成工事高・売上高に占める割合の大きい業務)が「建設業」

② すべての業務の合計完成工事高・売上高(保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度《1年間》の税込完成工事高・売上高の総額)が50億円以下

(ご注意) 一部対象とならない業種もあります。加入対象となる業種の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

また、ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人および 記名被保険者	生和コーポレーション株式会社安全衛生協力会の会員 である事業者さまに限ります。
-------------------	--

申込人と被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

特徴1 オール・イン・ワン

さまざまなリスクを1つの保険契約で補償します。

リスクごとにバラバラに保険加入いただく必要はなく、お客さまのすべての施設、業務(仕事)、生産物等を1つの保険契約でまとめて補償します。

(ご注意)

一部対象とならない施設(航空機、パラグライダー等)、業務(医療行為、弁護士等がそれらの資格に基づいて行う行為等)、生産物(特定医薬品、治験等)等もあります。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



日本国内のすべての施設、業務、生産物等を対象とするため、たくさんの支店や工事があっても保険の加入もれの心配がありません。

まとめて補償します



(ご注意) 保険の対象となる施設、業務、生産物等の一部を保険の対象から除くことはできません。

特徴2 さらにワイドな補償

ご希望にお応えできるよう、さまざまな補償をご用意しました。

引受保険会社従来商品にはなかった使用者賠償責任補償や、ブランドイメージ回復費用等に関する補償が新登場！！

(ご注意)

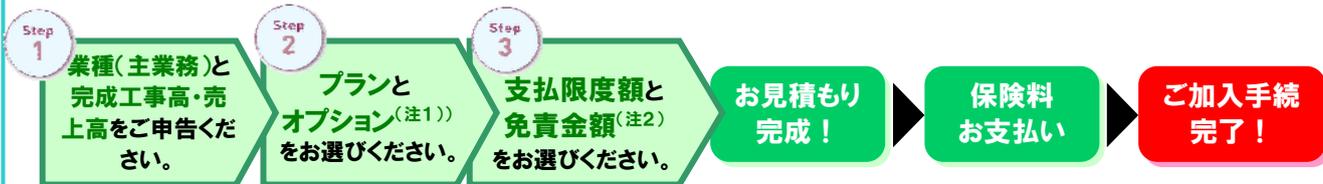
newとは、引受保険会社従来商品「けんせつプロテクター」と比較したものです。



特徴3 カンタン手続き

3ステップでお見積りが完成！簡単にご契約いただけます。

お見積り完成までは、次のとおりです。



(注1) プランは「ベーシックプラン」「プレミアムプラン」の2種類です。オプションは「3. オプション」(5ページ)記載の5種類となります。

(注2) 支払限度額、免責金額の設定方法の詳細については「7.ご契約の仕組み」(13ページ)(4)支払限度額の設定方法をご参照ください。

(ご注意)

実際のご加入手続きにつきましては、保険申込書、告知書等、引受保険会社所定の書類をご提出いただけます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

特徴4 ナットクの保険料

幅広いリスクに対応する補償がついて、この保険料です！！

多彩な補償をまとめてセットすることで、補償の重複と加入もれを解消。納得の保険料水準を実現しました。

	ベーシックプラン	プレミアムプラン
A 建設工事業 完成工事高・売上高: 3億円	288,970円	356,680円
B 建設設備業 完成工事高・売上高: 3億円	485,360円	660,760円
C 土木工事業 完成工事高・売上高: 3億円	447,650円	555,330円

(ご注意)

左記保険料は、支払限度額:1億円、免責金額:なし、保険料割引制度による割引:15%適用の場合における年間保険料例です。実際の保険料は各種条件により異なります。

2. 保険金をお支払いする主な場合

**身体障害
財物損壊**

対象事故に起因して、他人の生命や身体を害したり【**身体障害**】、他人の財物を滅失、破損または汚損【**財物損壊**】した場合に、【**記名被保険者**】が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

補償対象のリスク

対象事故

事故例

●施設リスク

記名被保険者が仕事の遂行のために所有、使用または管理する各種施設・設備・用具、エレベーター・エスカレーター、構内専用車、作業場等の構造上の欠陥や管理の不備によって発生した偶然な事故



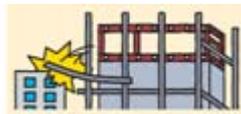
資材置場に、積んであった木材が崩れ、近くで遊んでいた子供がケガをしてしまった。



作業場内のクレーンで資材の運搬をしているときに近隣の施設をこわしてしまった。

●業務（仕事）リスク

記名被保険者またはその従業員が遂行するすべての業務（国外出張業務、発注者としての業務も含みます。）に起因して発生した偶然な事故。



ビル建設工事中に足場が外れて落下し、隣接する建物を壊してしまった。



お客様の家で、販売したエアコン据付のため、壁に穴を開けている際に壁を傷つけてしまった。

●生産物（PL）、仕事の結果リスク

記名被保険者が製造・販売した財物（生産物）や仕事の結果が原因となって生じた偶然な事故



販売した建築資材に欠陥があったため、購入者がケガをしてしまった。



施工不良によりビルの壁が落下して通行人がケガをさせてしまった。



電気工事の配線ミスにより漏電。それにより火災が発生して建物が燃えてしまい、電気配線自体も破損した。

上記には、次のような補償が含まれます（プラン、オプションにより、異なります。）。

補償対象となるプランを表示しています。

施設リスク

損害賠償

昇降機補償・漏水補償

昇降機に起因する事故、対象施設の漏水に起因する事故も補償



ベーシックプレミアム

構内専用車等補償

構内専用車、作業場内工作車による事故を補償（身体障害・財物損壊に限りませ。）



ベーシックプレミアム

業務（仕事）リスク

損害賠償

海外出張中の事故（国外業務危険補償）

海外出張中に、身体障害・財物損壊事故が発生させた場合の損害賠償責任を補償（一部、対象外業務があります。）



ベーシックプレミアム

管理財物損壊補償

管理下にある作業対象物等を滅失、破損、汚損し、または紛失・盗取された場合の損害賠償責任を補償。間接損害も補償対象となります。



ベーシックプレミアム

発注者責任補償

施設の修理・改造・取壊し等の工事の発注者となった場合に、その発注ミスにより負担する損害賠償責任を補償



ベーシックプレミアム

身体・財物

身体障害・財物損壊リスク

生産物、仕事の結果リスク

損害賠償

不良完成品損害補償

販売した生産物が部品、原材料等である場合に、その生産物が組み込まれた完成品に対して与えた損害を補償



ベーシックプレミアム

不良製造品損害補償

販売した生産物が、製造機械等であった場合に、その機械で製造された製品に与えた損害を補償



ベーシックプレミアム

生産物・仕事の目的物自体の損害補償

販売した生産物や仕事の結果が原因となって、身体障害・財物損壊事故が発生させた場合に、その生産物・仕事の目的物自体の損害を補償



ベーシックプレミアム

その他の
身体・財物
リスク

損害
賠償

借用・支給財物損壊補償

仕事の遂行のために借用する財物または支給された財物が、滅失、破損または汚損した場合に補償

プレミアム



受託物損壊補償

他人から受託したすべての財物につき損害が発生した場合に補償。ただし、来訪者財物と、被保険者の管理下にある財物は対象外。

プレミアム



その他の
損害賠償
リスク

損害
賠償

身体・財物
以外

工事遅延損害補償

事故発生により、請負契約書で約定した履行期日の翌日から6日以上工事遅延が発生した場合に、遅延規定に基づき負担する損害を補償

プレミアム



広告宣伝活動による
権利侵害補償

広告宣伝活動による名誉き損、プライバシーの侵害、著作権、表題または標語の侵害を補償

ベーシック
プレミアム



人格権侵害補償

(a) 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉き損
(b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉き損・プライバシーの侵害

ベーシック
プレミアム



財物損壊を伴わない他人の財物の
使用不能損害補償

他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用不能にした場合に補償

ベーシック
プレミアム



費用リスク

費用
損害

初期対応費用補償

緊急的な対応のために要した費用で、引受保険会社が承認するものを補償

ベーシック
プレミアム



訴訟対応費用補償

争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した費用であって、争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めたものを補償

ベーシック
プレミアム



被害者治療費等補償

身体障害を与えた被害者の入通院、重度後遺障害、または死亡についての治療費等を補償

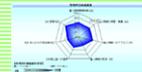
ベーシック
プレミアム



ブランドイメージ回復費用補償

賠償事故が発生した場合のブランドイメージ回復のために、安全対策や品質管理改善の宣伝・広告を行うための費用等を補償

ベーシック
プレミアム



データ損壊復旧費用補償

パソコン、メディア、ハードディスク等に保存したデータを消失させてしまった場合の復旧費用を補償

プレミアム



保険金をお支払いする場合の詳細は約款（普通保険約款、特別約款および特約）に記載されていますので、ご確認ください。約款が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3. オプション

次の5つのオプションをご準備しています。それぞれ自由にセットすることが可能です。

オプション補償

地盤崩壊危険補償(特約)

地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴う土地の沈下、軟弱化、土砂崩れまたは地下水の増減等によって、土地の工作物等が受けた損害を補償



オプション

使用者賠償責任補償(特約)

従業員への労災事故に起因して、使用者としての責任を問われた場合に補償



オプション

借用不動産損壊補償(特約)

借用している社宅、事務所や店舗建物に損害を与え、貸主に対して損害賠償責任を負担する場合に補償



オプション

雇用慣行賠償責任補償(特約)

従業員へのセクハラ、不当解雇等に起因する損害賠償責任(身体障害・財物損壊に限りません。)を補償



オプション

ネットワーク危険補償(特約)

電子メールの送受信、HPの作成・管理に起因する損害賠償責任(身体障害・財物損壊に限りません。)を補償



オプション

4. お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

【保険金の種類】	【内 容】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦被害者治療費等 ⑧初期対応費用 ⑨訴訟対応費用 等 その他すべての費用補償	それぞれの補償内容の詳細に従って、お支払いします。

上記①から④の保険金について、それぞれの規定により計算した損害額から加入者証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。

ただし、すべての保険金の合計で、加入者証記載の支払限度額（総支払限度額）を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、「被害者治療費等」の保険金として対象となる場合を除いて、損害賠償金とはなりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

5. 保険金をお支払いしない主な場合

「6. 補償内容一覧表」（7～12ページ）の該当項目をご参照ください。

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



6. 補償内容一覧表

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合																										
賠償責任リスク 身体障害・財物損壊	以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損または汚損【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。		<p>共通事項</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任</p> <p>② 被保険者と第三者の間に損害賠償に關し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦ 液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。</p> <p>⑧ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。</p> <p>⑨ 石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引</p> <p>⑩ 石綿等への曝露による疾病</p> <p>⑪ 石綿等の飛散または拡散</p> <p>⑫ 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する賠償責任</p>																										
	施設にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	○被保険者による不動産または動産(日本国内に所在するものに限り、以下「施設」といいます。)の所有、使用または管理に起因する事故		<p>○ 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害</p> <p>ア. 航空機</p> <p>イ. 施設外における船舶</p> <p>ウ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球</p> <p>○ じんあいまたは騒音に起因する損害</p> <p>○ 石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>ア. 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任</p> <p>イ. 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任</p> <p>○ 専門業務に起因する損害</p>																									
	昇降機危険補償 身体 財物	○被保険者による昇降機(エスカレーター・エレベーター)(日本国内に所在するものに限り、以下「施設」といいます。)の所有、使用または管理に起因する事故																											
	給排水管からの漏水危険補償 身体 財物	○給排水管等からの蒸気・水の漏出、いつ出に起因する事故																											
構内専用車等危険補償 身体 財物	<p>○以下の自動車・車両の所有、使用または管理に起因する事故。</p> <p>◇作業場内(主たる仕事または工事を行っている場所を不定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。)および施設内における自動車(原動機付自転車を含みます。)</p> <p>◇作業場内における車両</p> <p>○自動車もしくは車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設内</th> <th colspan="2">施設外</th> </tr> <tr> <th>作業場内</th> <th>作業場内以外の施設外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両(除く自動車)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>積込積卸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(○補償されます ×補償対象外となります。)</p> <p>※保険金の支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先適用されます。</p>		施設内	施設外		作業場内	作業場内以外の施設外	車両(除く自動車)	○	○	×	自動車	○	○	×	積込積卸				車両	○	○	○	自動車	○	○	○	<p>○ 共通事項 記載の事項</p> <p>○被保険者が自動車または車両を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害</p>
	施設内	施設外																											
		作業場内	作業場内以外の施設外																										
車両(除く自動車)	○	○	×																										
自動車	○	○	×																										
積込積卸																													
車両	○	○	○																										
自動車	○	○	○																										
以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損または汚損【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。			<p>○ 共通事項 記載の事項</p> <p>○ 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害</p> <p>ア. 航空機</p> <p>イ. 施設外における船舶</p> <p>ウ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球</p> <p>○ じんあいまたは騒音に起因する損害</p> <p>○ 石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>ア. 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任</p> <p>イ. 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任</p> <p>○ 医療行為、鍼灸・指圧・柔道整復等、または弁護士、公認会計士もしくは建築士等の資格に基づいて行う専門業務に起因する損害</p>																										
業務、仕事の遂行にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	○被保険者による仕事(業務)の遂行に起因する事故																												
発注者責任補償	○記名被保険者が業務遂行のために所有、使用または管理する施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事を発注することに起因して生じた事故																												
海外出張中の事故(国外業務危険補償) 身体 財物	○被保険者による仕事(業務)の遂行に起因する損害のうち、被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務に起因する事故 ※工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務について海外で発生した損害については、保険金を支払いません。																												
管理財物損壊補償 財物	○補償管理財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有するものに対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、次の財物を除きます。 ①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①～③を除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ※現実に被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。)を「補償管理財物」といいます。 ※①～④については「受託物損壊補償」(プレミアムプランのみ)で一部補償の対象となります。		<p>○ 共通事項 記載の事項</p> <p>○管理財物の損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害</p> <p>ア. 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取</p> <p>イ. 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の滅失、破損もしくは汚損、紛失または盗取</p> <p>ウ. 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い</p> <p>エ. 補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発</p> <p>オ. 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の滅失、破損もしくは汚損</p> <p>カ. 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理(点検含みます。)もしくは加工の拙劣または仕上不良等</p>																										

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任リスク 身体障害・財物損壊	以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損または汚損【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	○被保険者の占有を離れた財物(以下「生産物」といいます。)または被保険者が行った仕事(以下「仕事」といいます。)の結果に起因して、仕事の終了後または放棄の後に生じた事故 ※設計のみを行う業務の結果に起因して、仕事の終了または放棄の後に生じた事故については、保険金を支払いません。	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 ○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害 ○被保険者の生産物、または仕事の結果に起因する事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置に要する費用およびそれらの回収措置に起因する損害 ○直接であると間接であると問わず、生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。 ○生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が医薬品等の製造もしくは販売または臨床試験を含む場合における次のいずれかに該当する医薬品等または仕事に起因する損害 ア. 医薬品等のうち、臨床試験に供される物 イ. 臨床試験 ウ. 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に係る医薬品等
	生産物・仕事の結果にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	○被保険者が、完成品(生産物自体が成分、原材料または部品等として使用された財物)を滅失、破損または汚損したことに起因する事故 ※直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。	○ 共通事項 記載の事項 ○完成品を滅失、破損もしくは汚損することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である場合 ○生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が滅失、破損もしくは汚損していない状態となる場合
	不良完成品損害補償 財物	○生産物が製造機械等もしくはその部品である場合、製造品・加工品(製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物)を滅失、破損または汚損したことに起因する事故 ※直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。	○ 共通事項 記載の事項
	不良製造品損害補償 財物	○被保険者の生産物または仕事の結果に起因する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体を障害または事故原因生産物以外の財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物(生産物または仕事の目的物をいいます。)自体の滅失、破損または汚損によって事故原因生産物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する財物を滅失、破損または汚損した場合 ア. 仕事の目的物が財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物 イ. 生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物 ウ. 生産物を用いて製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工される財物
	生産物または仕事の目的物自体の損害補償 財物	○道路工事、建築工事、建築設備工事、管工事、土地造成工事および移動・解体等の仕事の遂行のために、借用財物もしくは支給財物を滅失、破損もしくは汚損したことに起因して、被保険者がそれらについて正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※借用財物もしくは支給財物の紛失・盗取に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。	○ 共通事項 記載の事項 ○発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物の滅失、破損または汚損(以下、この補償において「損壊」といいます。) ○他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊 ○借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊 ○借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊 ○電気的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊 ○傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊 ○借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の電球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊 ○被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有または私用に供する借用財物または支給財物の損壊 ○借用財物または支給財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い ○借用財物または支給財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発
借用・支給財物損壊補償 プレミアムプラン 財物	○被保険者が管理または使用する受託物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取により、その受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ＜受託物の範囲＞ ①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②以外の、被保険者の所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①～③以外の、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ＜受託物から除かれる財物＞ (a) 土地およびその定着物 ※「借用不動産損壊補償」(オプション)にて一部を補償することが可能です。 (b) 動物・植物等の生物 (c) 工事遂行のための借用財物・支給財物	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人が所有または私用に供する財物が滅失、破損、汚損、または紛失、もしくは盗取されたことに起因する損害 ○受託物の性質、瑕疵またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害 ○受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 ○受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○冷凍倉庫もしくは冷蔵倉庫内で保管される、または搬出・搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等の滅失、破損、汚損、紛失もしくは盗取に起因する損害	
受託物損壊補償 プレミアムプラン 身体 財物			

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任リスク	人格権侵害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身体・財物以外	○「施設にかかわるリスク」、「業務、仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物・仕事の結果にかかわるリスク」に規定された損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害	共通事項 記載の事項 ○ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任 ○ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
	広告宣伝活動による権利侵害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身体・財物以外	○「施設にかかわるリスク」、「業務、仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物・仕事の結果にかかわるリスク」に規定された損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 < 広告宣伝活動による権利侵害 > テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ① 名誉き損またはプライバシーの侵害 ② 著作権、表題または標語の侵害	共通事項 記載の事項 ○ 事実と反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任 ○ 商標、商号、営業上の表示等の侵害(表題または標語の侵害を除きます。)によって生じた賠償責任 ○ 宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任 ○ 被保険者の業務が広告、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
	財物の損壊を伴わない他人の財物の使用不能損害補償 (使用不能損害拡張補償) プレミアムプラン ベーシックプラン 身体・財物以外	○「施設にかかわるリスク」、「業務、仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物・仕事の結果にかかわるリスク」に規定された原因となる事由に起因して、被保険者が他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 < 使用不能 > その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいい、収益を減少させることを含みます。	共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当するものを使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害 ア. 被保険者が所有、使用または管理する財物 イ. 生産物または仕事の目的物 ○ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害 ○ 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任 ○ 生産物が製造機械等もしくはその部品である場合または仕事の結果が製造機械等の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任
	工事遅延損害補償 プレミアムプラン 身体・財物以外	○ 次の①の場合において②に該当するときは、対象工事の請負契約書の遅延規定に基づき記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(違約金に限り、違約金を含みません。以下「工事遅延損害」といいます。) ① 対象工事に「施設にかかわるリスク」、「業務、仕事の遂行にかかわるリスク」に規定する損害が生じ、損害賠償金が発生した。 ② ①に規定する損害の原因となった事故に起因して、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上遅延した。	共通事項 記載の事項 (ただし②を除きます。)
	費用・利益リスク	被害者治療費等補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用損害	○ 被保険者が「施設にかかわるリスク」、「業務、仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物・仕事の結果にかかわるリスク」に規定された損害の原因となる事由に起因して他人に身体障害を与え、その被害者が180日以内に死亡・重度後遺障害・入院・通院に至った場合に、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担することによって被る損害 < 治療費等 > ① 入院・通院の場合の治療費用 ② 重度後遺障害の場合の治療費用 ③ 死亡の場合の葬祭費用 ④ 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用
初期対応費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用損害		○「施設にかかわるリスク」、「業務、仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物・仕事の結果にかかわるリスク」に規定された損害の原因となる事由に起因する事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために要した当社が承認する初期対応費用を負担することによって被る損害 < 初期対応費用 > ① 事故現場の保存に要する費用 ② 事故現場の取片付けに要する費用 ③ 事故状況または原因を調査するために要した費用 ④ 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用 ⑤ 「生産物・仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体(仕事の目的物自体)の保存、取片付け、回収に要した費用。ただし、不良完成品損害、不良製造品損害が発生した場合は除きます。	共通事項 記載の事項
訴訟対応費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用損害		○ 引受保険会社が保険金を支払うべき損害に訴訟費用が含まれている場合において、被保険者がその訴訟に関する引受保険会社が承認する訴訟対応費用を負担することによって被る損害 < 訴訟対応費用 > 被保険者が日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次のいずれかに該当する費用(被保険者が現実に出した費用であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。) ① 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 ② 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ③ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。	共通事項 記載の事項

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
費用・利益リスク	ブランドイメージ回復費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用損害	○「施設にかかわるリスク」、「業務、仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物・仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生し、引受保険会社が保険金を支払う場合において、ブランドイメージの回復または失墜防止に必要かつ有益な措置を講じるために、被保険者が引受保険会社の承認を得て「ブランドイメージ回復費用」を負担することによって被る損害 ブランドイメージ回復費用とは次のいずれかに該当する費用をいいます。 ①事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等(以下「広告宣伝活動等」といいます。)および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告の費用に限ります。 ②被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用 ^(注) 。 ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限ります。 (注) 身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。	○ 共通事項 記載の事項
	データ損壊復旧費用補償 プレミアムプラン 費用損害	○「施設にかかわるリスク」、「業務、仕事の遂行にかかわるリスク」に規定された損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に他人の「情報機器の記録媒体に記録されている情報」を消失または損壊したことにより、その情報を復旧させるために被保険者が負担した費用。 ただし、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限ります。 【情報機器の記録媒体に記録されている情報】 磁気的または光学的に記録されたプログラムまたはデータをいいます。	○ 共通事項 記載の事項
オフショーン	地盤崩壊危険補償 財物	○被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入(以下「地盤の崩壊」といいます。)に起因して、土地、土地の工作物もしくは植物が滅失、破損もしくは汚損し、または動物が死傷(以下「財物の損壊」といいます。)したことからして、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害。	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害 ア. 地盤の崩壊による河川または堤防の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 イ. 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任 ウ. 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任 エ. シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任 オ. シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任 カ. 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任 ○理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次の費用 ア. 薬液注入にかかる費用 イ. 設計変更または工事変更のための費用

分類	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
オンライン	借用不動産損壊補償 財物	○借戸室が、被保険者の責に帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により滅失、破損または汚損した場合において、被保険者がその借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負うことによつて被る損害 ①火災 ②破裂または爆発 ③給排水設備(スプリンクラー設備およびスプリンクラー装置を含みます。)に生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水 ④①～③を除く不測かつ突発的な事故 ※借戸室とは、被保険者が社宅、事務所または店舗として借用しているすべての戸室をいいます。 ※借戸室には工場、倉庫は含まれません。 ※仕事の遂行の一環として行イベント等のために他人から賃借する建物は含まれません。	共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によつて生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 イ. 被保険者の心神喪失または指図 ウ. 借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもつて行った仕事による場合を除きます。 ○借戸室に生じた次のいずれかに該当する破損により被保険者が被った損害 ア. 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によつて生じた破損 イ. 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によつて生じた破損。ただし、消防または避難に必要な処置によつて生じた破損を除きます。 ウ. 借戸室の欠陥によつて生じた破損 エ. 借戸室の使用もしくは管理を委託された者の故意によつて生じた破損。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかつた場合を除きます。 オ. 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借戸室の電氣的事故または機械的的事故によつて生じた破損 カ. 詐欺または横領によつて借戸室に生じた破損 キ. 土地の沈下、隆起、移動、振動等によつて生じた破損 ク. 借戸室のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または借戸室の汚損であつて、借戸室の機能に支障をきたさない破損 ケ. 借戸室の使用により不可避的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の破損 コ. 風、雨、雪(ひょう)もしくは砂塵(じん)の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた破損 ○被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任を負うことによつて被る損害 ○被保険者の使用人が所有する借戸室が滅失、破損または汚損したことによつて生じた損害
	ネットワーク危険補償 身体・財物以外	○被保険者が行う次のいずれかに該当する業務の遂行にあたり、次の(a)～(c)に規定する偶然な事由のいずれかに起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによつて被る損害 ① 記名被保険者のホームページの運営・管理 ② 被保険者または使用人等による電子メールの送信または受信 ■偶然な事由とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 (a) 次のいずれかに起因する他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 ア. コンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染 イ. 被保険者以外の者による不正アクセス ウ. 被保険者または使用人等が電子メールにより発信した電子情報の瑕疵 (b) (a)ア. からウ. までのいずれかに起因する他人の電子情報の消失または損壊 (c) 被保険者以外の者に対する人格権侵害。ただし、個人情報の漏えいによつて生じた人格権侵害を除きます。	共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ア. 初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求 イ. この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求 ウ. この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申立てられていた行為に起因する損害賠償請求 エ. 電子マネーに起因する損害賠償請求 オ. ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求 カ. 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求 キ. 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ク. 被保険者以外の者に管理を委託された情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害 ア. 身体への障害に対する損害賠償請求 イ. 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求 ウ. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求 エ. 財物(ただし、貨幣を除きます。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求。ただし、被保険者からのコンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染による第三者の情報システム、ネットワークまたは電子情報の損壊に起因する場合を除きます。 オ. 被保険者の下請人または共同事業者からなされた損害賠償請求

分類	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
オフショ	雇用償行賠償責任補償 身体・財物以外	<p>○被保険者が役員または使用人に対して行った次のいずれかに該当する不当な行為（不作為を含みます。以下「不当行為」といいます。）に起因して、保険証券記載の保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>① 差別的行為 ② セクシャルハラスメント ③ 不当解雇</p> <p>※①から③までに定める不当行為には、既に退職した者および採用応募者に対してなされたものを含みます。</p> <p>■差別的行為 国籍、宗教、年齢、性別等を理由として解雇すること、採用しないこと、または労働条件に関して差別的な取扱いを行うことをいいます。</p> <p>■セクシャルハラスメント 職場において行われる性的な言動に対する役員または使用人の対応によりその役員・使用人がその労働条件につき不利益を受けるもの、または、その性的な言動により使用人の就業環境が害されるものをいいます。</p> <p>■不当解雇 正当な理由なく、雇用契約を一方向的に解約することをいい、労使の合意による退職を含みません。</p>	<p>○ 共通事項 記載の事項</p> <p>○ 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害</p> <p>ア. 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 イ. 被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 ウ. 被保険者が他人に損失を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求 エ. 初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求 オ. 初年度契約の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 カ. この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 キ. この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ク. 役員または使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償請求 ケ. 労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求 コ. 施設や設備等の新設、修理または改造等に起因する損害賠償請求</p> <p>○ 直接であると間接であるとを問わず、セクシャルハラスメントを行った者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害 ※セクシャルハラスメントが実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、セクシャルハラスメントがあったとの申し立てに基づき損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。</p> <p>○ 労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条（不当労働行為）または同様の内容を規定する各国・各地域の法令等による不当労働行為によって生じた損害賠償請求に起因する損害 ※不当労働行為が実際に行われたと認められる場合に適用されます。</p> <p>○ 被保険者の使用人に支払われる賃金の支払いによって被保険者が被る損害</p>
	使用者賠償責任補償 身体	<p>○ 記名被保険者の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由により保険期間中に被った身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額が、①から③までに規定する金額の合算額を超える場合、その超過額のみを賠償保険金^(注)として記名被保険者に支払います。</p> <p>① 労災保険法等により給付されるべき金額 ② 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③ 法定外補償規定等により記名被保険者から被用者またはその遺族に支払われるべき金額</p> <p>（注）賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限り、適用されます。</p> <p>○ 上記の身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次のいずれかに該当する費用を費用保険金として記名被保険者に支払います。</p> <p>① 記名被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用 ② 記名被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③ 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（1）の規定により記名被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 ④ 記名被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）③の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用</p>	<p>○ 共通事項 記載の事項</p> <p>○ 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害</p> <p>ア. 保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの事業場責任者の故意 イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ウ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 エ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p>○ 次のアからウまでの身体の障害</p> <p>ア. 記名被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 イ. 風土病による身体の障害 ウ. 職業性疾病による身体の障害</p> <p>○ 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用</p> <p>ア. 記名被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ記名被保険者が負担しない損害賠償金または費用 イ. 記名被保険者が個人の場合には、その記名被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用</p> <p>○ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項または船員法（昭和22年法律第100号）第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ○ 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、記名被保険者が負担する金額</p>

7. ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は生和コーポレーション株式会社安全衛生協力が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者（この保険契約により補償を受けられる方）

被保険者	リスク	施設 リスク	業務 リスク	生産物 リスク	仕事の結果 リスク
①記名被保険者		○	○	○	○
②記名被保険者の役員・使用人 ^{*1}		○	○	○	○
③下請負人 ^{*1} (生産物リスクについては「下請製造業者 ^{*2} 」とします。)			(自動的に補償)	(自動的に補償)	(自動的に補償)
④販売業者 ^{*3}				(自動的に補償)	
⑤発注者 ^{*4}			(自動的に補償)		

※1 記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

※2 記名被保険者が生産物を製造する場合であり、かつその生産物に使用される材料、資材、装置その他部品類を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

※3 記名被保険者の加入者証記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

※4 建築主等の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

(ご注意) ・ 一部補償につきましては、被保険者が異なる場合があります。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

・ 被保険者間相互の事故も補償の対象となります。(交差責任補償)

(3) 保険期間

2012年3月31日から2013年3月31日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(4) 支払限度額の設定方法

(基本)支払限度額・(基本)免責金額は、次の中からお選びいただけます。

この中からご希望の金額をお選びいただけます。

(基本)支払限度額 (1事故・保険期間中につき)	5千万円	1億円	この間、1億円きざみでご選択可能				10億円	
(基本)免責金額 (1事故につき)	なし	1万円	3万円	5万円	10万円	30万円	50万円	100万円

(基本)支払限度額は、この保険契約でお支払いするすべての保険金に対する総支払限度額となります。詳細は「4. お支払いする保険金の種類」(6ページ)をご参照ください。

(基本)免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額および免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄(セットの場合はセット名一覧表)および「免責金額」欄にてご確認ください。

(5) 保険料

保険料（お客さまが保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。）は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の税込売上高」および引受条件等に基づいて算出されます。

新設法人等で、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込売上高」が存在しない場合には、ご加入時における「事業計画値等」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。いずれの場合も、保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。保険期間終了後に保険料を精算いただく必要はありません！

なお、プラン、リスク区分、(基本)支払限度額に応じて下限保険料が設定されております。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険契約には、保険料の割引制度があります。以下のいずれかに該当する場合は、▲5%から最大▲15%までの割引が適用される場合があります。

- ① ご加入日時点でISO9001の認証を取得済(全事業所・一部事業所を問いません。)である。
- ② 把握可能な最近の「経営事項審査結果通知書」の総合評定値(複数区分に存在する場合には、最も高い評定値)が700点以上である。
- ③ 労働災害総合保険有期包括契約、傷害保険(従業員全員を被保険者とした契約)工事保険(建設工事保険・組立保険、土木工事保険)包括契約のいずれかの契約が引受保険会社にある。

詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

(6) ご加入手続の方法

- ① お見積もりをご要望の際には、同封の「お見積もり依頼書」に所定の事項をご記入のうえ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- ② ご加入の申込みにあたっては、お見積もりの内容(引受条件、保険料等)をご確認のうえ、保険申込書に所定の事項をご記入・押印いただき、取扱代理店までご提出ください。
- ③ 保険料については、「(7) 保険料の払込方法」に記載の方法により払い込んでください。

(7) 保険料の払込方法

保険料は、安全衛生協力会の指定口座へ払込んでください。

保険料は必ずご加入と同時に支払ってください(初回保険料を口座振替により払込みいただく場合など、保険料の払込みを猶予する特約がセットされる場合を除きます。)。払込みの猶予がない場合は、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

- お申込人となることができる方は、2ページの<募集対象、加入資格等>をご参照ください。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入の際は、保険申込書の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. 告知義務・通知義務等(1) ご加入時における注意事項(告知義務—保険申込書の記載上の注意事項)」をご参照ください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご加入内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. 告知義務・通知義務等(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)」をご参照ください。

●<保険会社破綻時等の取扱い>（平成24年2月現在）

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、（社）日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

●事故が起こった場合のお手続き

（1）事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したとき、損害賠償請求がなされたとき、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知ったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は 事故は いち早く
 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注1) (注)事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士・初期対応・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書
(5)身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類 ①死亡事故であることを確認する書類 ②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類 ③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類 引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書
(6)損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ①損害が生じた物の価額を確認する書類 ②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ 修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書
(7)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2010年4月1日以降始期契約用

企業総合賠償責任保険 (ビジネスプロテクター) をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では企業総合賠償責任保険(ビジネスプロテクター)契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。普通保険約款、特別約款および特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※保険申込書への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この商品には、「スタンダードプラン」と「プレミアムプラン」の2つのプランがあり、ご加入時にお選びいただけます。適用される普通保険約款および特約は以下のとおりです。

賠償責任保険 普通保険約款	企業総合賠償特別約款	
	<自動セット特約> 賠償責任保険追加特約 ビジネスプロテクター特約	<任意セット特約> 各種特約 (必要な場合にセットします。 「(3)セットできる主な特約」 をご参照ください。)
	<プレミアムプランのみセットされる特約> ・ 借用・支給財物損壊補償 ・ 受託物損壊補償 ・ 工事遅延損害補償 ・ データ復旧費用補償	

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
ビジネス プロテクター	保険申込書の記名被保険者欄に記載された方が被保険者となります。 また、補償内容に応じて記名被保険者以外の方も被保険者となる場合があります。詳細は、本パンフレット「生和コーポレーション株式会社安全衛生協会のためのビジネスプロテクターのご案内」でご確認ください。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

「生和コーポレーション株式会社安全衛生協会のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。

■お支払いする保険金

「生和コーポレーション株式会社安全衛生協会のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「生和コーポレーション株式会社安全衛生協会のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は「生和コーポレーション株式会社安全衛生協会のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間

保険期間は1年間です。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「生和コーポレーション株式会社安全衛生協会のためのビジネスプロテクターのご案内」または保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件(支払限度額、免責金額)

「生和コーポレーション株式会社安全衛生協会のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。

2. 保険料

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。)=「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込売上高」および引受条件等に基づいて決定されます。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「生和コーポレーション株式会社安全衛生協会のためのビジネスプロテクターのご案内」または保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

■この保険契約では、ご加入の際に決定される「あらかじめ確定した保険料」を払込んでいただきます。

■ご加入の際には、保険料算出に必要な資料として、次の①および②を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

① 税込売上高の記載がある申込人・被保険者作成資料の写し

② 引受保険会社様式による「告知書」

■新設法人等で、ご加入の際に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込売上高」が存在していない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。

3. 保険料の払込方法について

「生和コーポレーション株式会社安全衛生協会のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務—保険申込書の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に保険申込書(引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、ご加入条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「生和コーポレーション株式会社安全衛生協力会のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「生和コーポレーション株式会社安全衛生協力会のためのビジネスプロテクターのご案内」に記載の方法により払込みください。「生和コーポレーション株式会社安全衛生協力会のためのビジネスプロテクターのご案内」に記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。追加のご請求をさせていただいたにもかかわらず、そのお払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

「生和コーポレーション株式会社安全衛生協力会のためのビジネスプロテクターのご案内」をご参照ください。

本保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店
生和コーポレーション株式会社
大阪府大阪市福島区福島5丁目8-1 TEL:06-6345-7338
株式会社 千國
大阪府大東市御供田4丁目4-11 TEL:072-872-7258

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00
詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)